

第2章 環境保全

第1節 環境政策の総合的推進

1 北海道環境基本条例と北海道環境基本計画

道では、「北海道環境基本条例」に基づき、よりよい環境を未来に引き継ぐための基本的な計画として、平成10年（1998年）に「北海道環境基本計画[第1次計画]」を策定、その後、平成20年（2008年）に第2次計画を、令和3年（2021年）には施策の方向の見直しなどを行い、第3次計画を策定しました。

これらの計画の下、各種施策を講じ、大気環境や河川の水環境は概ね良好な状態が保たれています。

2 ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組について

(1) ゼロカーボン北海道

道では、2020年3月に国に先駆けて、2050年までに温室効果ガス実質排出量のゼロをめざすことを宣言し、再生可能エネルギーと森林吸収源など、北海道の強みを最大限活用し、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」の実現に取り組んでいます。

また、空知管内では、全市町がゼロカーボンシティ宣言を行っています（令和5年（2023年）6月末現在）。

(2) 北海道地球温暖化防止対策条例（通称「ゼロカーボン北海道推進条例」）

令和5年（2023年）3月の改正により、「北海道地球温暖化防止対策条例」において、地球温暖化の防止に貢献するゼロカーボン北海道の実現が、明確に位置付けられました。

また、目指す北海道の姿が、「ゼロカーボン北海道」であることを道民の方々と共有していくため、条例の通称を「ゼロカーボン北海道推進条例」としました。

(3) 北海道地球温暖化対策推進計画

令和4年（2022年）3月に「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」が改訂され、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で48%削減に見直したほか、重点的取組の追加・拡充がされました。

同計画は、「地球温暖化対策推進法」第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」であるとともに、北海道地球温暖化防止対策条例第8条の「ゼロカーボン北海道推進計画」及び、「北海道環境基本条例」に基づく「北海道環境基本計画」の個別計画、「北海道総合計画」の「重点戦略計画」としても位置付けられています。

(4) 北海道地球温暖化防止活動推進員制度

道では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成11年（1999年）4月8日施行）に基づき、地球温暖化防止の取組を推進するため、「北海道地球温暖化防止活動推進員」を委嘱し、現在、全道で28名が活動しています。

推進員は、自ら日常生活の中で温暖化防止活動を実践するとともに、住民、団体、事業者等を対象に、身近な地球温暖化対策について地域の実情に応じた啓発や助言などを行い、温暖化に関する知識の普及や活動実践の促進を図っています。

3 環境配慮意識向上への取組

空知総合振興局では、地域主導の環境配慮社会の形成を目指し、北海道未来創造プランにおける施策展開方針に基づく地域の重点プロジェクト「自然にやさしい“エコそらち”推進プロジェクト」に関する施策として、環境配慮意識の醸成を図る取り組みを行っています。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、地域の環境イベント等で体験型プログラムを実施できませんでしたが、環境配慮行動やゼロカーボン北海道をテーマにしたパネル展等を実施しました。

表2-1-1 令和4年度（2022年度）そらちエコラウンジ事業

	実施内容
環境月間等 パネル展	① 環境月間パネル展（6月、振興局） 環境配慮行動に関するパネルを展示 ② 廃棄物適正処理推進月間（10月、振興局と岩見沢市共催） 廃棄物の適正処理や3Rに関するパネルを展示
ゼロカーボン 北海道の普及 啓発パネル展 等	① 北海道森林・林業・環境機械展示実演会 in 芦別（10月） ② 深川市環境衛生協会の環境保全研修会（10月） ③ 空知スマートアグリシンポジウム（12月） ④ そらちゼロカーボンリレーパネル展（12月～3月） 於：沼田町、北竜町、妹背牛町、秩父別町 （ゼロカーボンシティ宣言表明自治体で実施） ※②のみパネル展示に加え説明も実施。

第2節 大気環境の保全

「環境基本法」（平成5年（1993年）11月19日施行）では、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい大気の基準（環境基準）を定めています。

また、「大気汚染防止法」（昭和43年（1968年）12月1日施行）では、工場等の固定発生源から排出されるばい煙等や、自動車等の移動発生源からの排出ガスなどを規制しています。

国、道、市町村は連携を図りながら、大気の汚染状況を常時監視しています。

1 大気の常時監視

道では、大気汚染防止法に基づき、空知管内には砂川市と奈井江町の2箇所に一般環境大気測定局を設置しており、大気中の浮遊粒子状物質、窒素酸化物、硫黄酸化物の汚染状況等を常時監視しています。常時監視の結果は表2-2-1～3のとおり、両地点とも環境基準を達成しています。

表2-2-1 管内測定局の浮遊粒子状物質常時監視結果

		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
砂川局	年平均値 (mg/m ³)	0.011	0.010	0.012	0.011	0.009	0.008
	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	0.027	0.025	0.034	0.022	0.022	0.017
	短期的評価	○	○	○	○	○	○
	長期的評価	○	○	○	○	○	○
奈井江局	年平均値 (mg/m ³)	0.011	0.012	0.013	0.012	0.010	0.008
	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	0.029	0.027	0.034	0.025	0.026	0.020
	短期的評価	○	○	○	○	○	○
	長期的評価	○	○	○	○	○	○

【環境基準】

※ 短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

※ 長期的評価：年間の1日平均値の2%除外値が0.1mg/m³以下であり、かつ、0.1mg/m³を超える1日平均値が2日以上連続しないこと。

表2-2-2 管内測定局の二酸化硫黄の常時監視結果

		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
砂川局	年平均値 (ppm)	0.002	0.002	0.003	0.002	0.001	0.001
	日平均値の2%除外値 (ppm)	0.008	0.007	0.010	0.005	0.004	0.005
	短期的評価	○	○	○	○	○	○
	長期的評価	○	○	○	○	○	○
奈井江局	年平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	日平均値の2%除外値 (ppm)	0.004	0.004	0.005	0.003	0.002	0.003
	短期的評価	○	○	○	○	○	○
	長期的評価	○	○	○	○	○	○

【環境基準】

※ 短期的評価方法：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

※ 長期的評価方法：年間の1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、0.04ppmを超える1日平均値が2日以上連続しないこと。

表2-2-3 管内測定局の二酸化窒素の常時監視結果

		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
砂川局	年平均値 (ppm)	0.006	0.006	0.006	0.005	0.004	0.004
	日平均値の98%値 (ppm)	0.018	0.018	0.014	0.018	0.015	0.015
	長期的評価	○	○	○	○	○	○
奈井江局	年平均値 (ppm)	0.006	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004
	日平均値の98%値 (ppm)	0.019	0.018	0.015	0.015	0.014	0.015
	長期的評価	○	○	○	○	○	○

【環境基準】

※ 長期的評価方法：年間の1日平均値の98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

2 工場・事業場の監視指導

大気環境を保全し、環境基準の維持達成を図るため、「大気汚染防止法」及び「北海道公害防止条例」に基づき、届出の審査や届出のあった工場・事業場に対して立入検査を実施し指導等を行っています。

(1) 届出の受理及び審査

大気汚染防止法及び北海道公害防止条例では、ばい煙や粉じん及び揮発性有機化合物を発生する施設を工場・事業場に設置するときは、事前の届出を義務付けるとともに、ばい煙などが排出基準を超えて排出されないように規制を行っています。

空知管内のばい煙発生施設の届出状況は、令和4年度（2022年度）末現在で542工場・事業場の1,228施設となっています。また、一般粉じん発生施設の届出状況は、令和4年度（2022年度）末現在で111工場・事業場の382施設となっています。このほか揮発性有機化合物排出施設は令和4年度（2022年度）年度末現在で1工場・事業場の1施設となっています。

表2-2-4 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設
(令和5年3月末現在)

施設区分	施設総数
ボイラー	993
乾燥炉	50
廃棄物焼却炉	14
その他	171
計	1,228

表2-2-5 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設
(令和5年3月末現在)

施設区分	施設総数
堆積場	194
ベルトコンベア	130
その他	58
計	382

表2-2-6 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設
(令和5年3月末現在)

施設区分	施設総数
接着用乾燥施設	1
計	1

表2-2-7 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出状況一覧表

年度	H30	R1	R2	R3	R4
設置届	20	15	15	20	32
使用届	3	2	0	0	0
構造等変更届	2	4	0	0	0
廃止届	24	28	15	36	43

表2-2-8 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況一覧表

年度	H30	R1	R2	R3	R4
設置届	0	2	1	34	2
使用届	0	0	0	0	0
構造等変更届	1	1	0	0	0
廃止届	3	7	5	6	3

(2) 監視、指導の状況

空知総合振興局では、ばい煙発生施設を設置する工場・事業場に対して立入検査を実施し、排出基準等の遵守状況や施設の維持管理状況、届出内容との相違等について確認しています。

行政によるばい煙測定及び立入検査等で確認した自主測定の結果において、排出基準を超過した工場・事業場に対しては、原因の究明や是正措置を求めるなど必要な指導を行うとともに、改善状況等の確認を行っています。令和4年度（2022年度）には73工場・事業場の131施設に対して立入検査を実施しました。

(3) 特定粉じん排出等作業の監視指導

空知総合振興局では、建築物等の解体・改造・補修作業に伴う石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届について、解体工事等の方法が作業基準に適合し、必要な飛散防止措置が講じられているか審査を行うとともに、工事現場等の立入検査を実施し、作業基準が遵守されているか監視指導を行っています。

表2-2-9 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出作業に関する届出等の状況

年 度	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
届 出 件 数	4 3	3 5	2 4	1 2	8
立 入 検 査 件 数	4 3	3 5	2 4	1 2	8

第3節 水環境の保全

1 水質汚濁の概況

環境基本法では、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい水質の基準（環境基準）を定めています。

「水質汚濁防止法」（昭和47年（1972年）10月1日施行）では、工場・事業場から公共用水域に排出される水及び地下に浸透する水を規制すること等により公共用水域及び地下水の水質の汚濁防止を図っています。

また、国、道、市町村は連携を図りながら公共用水域や地下水の常時監視を行い、環境基準の達成状況を監視しています。

(1) 公共用水域の常時監視

道では、水質汚濁防止法に基づき、環境基準の類型指定水域や水質監視の必要性の高い水域を対象に、公共用水域の常時監視を実施しています。

空知管内では、石狩川流域の河川が類型指定されており、道と北海道開発局が分担して水質測定を行っています。

令和3年度（2021年度）の測定結果（BOD）では、空知管内の全ての環境基準点（15地点）で環境基準を達成しています。

表2-3-1 令和3年度（2021年度）の環境基準点におけるBOD（75%値）

（単位：mg/L）

水系名	水域名	環境基準点	類系	測定結果	環境基準値
石狩川	石狩川中流・下流	砂川大橋	B	1.2	3.0
石狩川	石狩川上流(4)	納内橋	B	1.9	3.0
石狩川	夕張川中流	馬追橋	A	0.8	2.0
石狩川	夕張川中流	川端橋	A	0.6	2.0
石狩川	夕張川上流	夕張市上水南部浄水場取水口	A A	<0.5	1.0
石狩川	幾春別川下流	新川橋	B	0.7	3.0
石狩川	幾春別川上流	清松橋	A	0.6	2.0
石狩川	美唄川下流	元村橋	B	1.2	3.0
石狩川	美唄川上流	錦橋	A	<0.5	2.0
石狩川	空知川下流	空知大橋	B	0.9	3.0
石狩川	空知川中流	泰山橋	A	0.9	2.0
石狩川	徳富川	新十津川橋(旧徳富橋)	A	<0.5	2.0
石狩川	尾白利加川	尾白利加橋	A	0.8	2.0
石狩川	雨竜川下流	茜橋	B	1.3	3.0
石狩川	雨竜川上流	竜水橋	A	0.9	2.0

※測定結果は年間の測定値の75%値。(75%値：n個の日間平均値を低いものから順に並べたときに、 $0.75 \times n$ 番目にくる数値。)

(2) 地下水の常時監視

道では、人口の集中状況、工場・事業場等の立地状況、地下水の利用状況、土地利用状況及び過去の地下水の水質調査結果等を勘案し、次のとおり地下水の常時監視を実施しています。

ア 概況調査

管内の地下水水質の概況を把握するために、7ヶ年毎に各市町の調査が実施できるよう、毎年2～5市町の井戸水の調査を計画的に実施しています。

なお、汚染が発見された地区については、速やかに汚染井戸周辺地区調査を実施することとしています。

表2-3-2 地下水概況調査実績

年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
対	夕張市	滝川市	深川市	赤平市	浦臼町	美唄市	岩見沢市
象	三笠市	砂川市	妹背牛町	芦別市	秩父別町	南幌町	栗山町
市	由仁町	新十津川町	沼田町		雨竜町	奈井江町	長沼町
町	月形町				北竜町		

イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等において、環境基準値を超える汚染が発見された時に、汚染範囲の確認、汚染の状況等を速やかに確認するため実施する調査で、汚染発見の当該年度に実施することとしています。

ウ 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査で確認された汚染の継続的な監視等を行うために実施する調査で、環境基準が数年間達成された場合に調査を終了することとしています。

表2-3-3 令和3年度地下水測定結果

調査区分	市町村名	井戸数		超過項目 (有害物質 28項目)
		調査数	環境基準 超過数	
概況調査	岩見沢市	1	0	—
	栗山町	1	1	N03-N等
	長沼町	1	0	—
汚染井戸 周辺地区 調査	栗山町	2	2	N03-N等
継続監視 調査	岩見沢市	1	1	N03-N等
	芦別市	1	1	N03-N等
	砂川市	2	2	N03-N等
	奈井江町	2	0	—
	長沼町	1	1	As
	新十津川町	1	1	PCE
	妹背牛町	1	1	As
	雨竜町	1	1	N03-N等

N03-N等：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

PCE：テトラクロロエチレン

As：砒素

2 工場・事業場の監視指導

水環境を保全し、環境基準の維持達成を図るため、水質汚濁防止法及び北海道公害防止条例に基づき届出の審査を行うとともに、届出のあった工場・事業場に対して立入検査を実施し、指導等を行っています。

(1) 届出の受理及び審査業務

水質汚濁防止法及び北海道公害防止条例では、工場・事業場に特定の施設を設置し公共水域に排水する場合は、事前の届出を義務付けるとともに、排水基準を超えて排出されないように規制を行っています。

なお、水質汚濁防止法では全国一律の排水基準を定めていますが、空知管内を流れる石狩川水域に、道は条例でより厳しい上乘せ排水基準を設定しています。

また、空知管内の特定事業場の届出状況は、令和4年度(2022年度)末現在で456事業場となっています。

表2-3-4 水質汚濁防止法に基づく特定事業場

(令和5年3月末現在)

業種	排水量50m ³ /日		合計
	以上	未満	
畜産農業	2	26	28
農業食料品製造業	5	8	13
セメント製品製造業		32	32
生コンクリート製造業	0	27	27
砂利採取業	2	19	21
旅館業	12	68	80
飲食店	10	3	13
洗濯業	3	21	24
自動車輻洗浄施設		45	45
試験・研究・検査所	2	14	16
し尿処理施設	29	6	35
下水道終末処理施設	11		11
その他の業種等	32	84	116
合計	108	353	456

表2-3-5 水質汚濁防止法に基づく届出状況一覧表

年度	H30	R1	R2	R3	R4
設置届	18	9	12	11	17
使用届	2	1	1	1	0
構造等変更届	13	6	8	6	15
廃止届	5	6	14	11	9

(2) 監視指導状況

空知総合振興局では、水質汚濁防止法で定める特定施設を設置する特定事業場に対して立入検査を実施し、排水基準の遵守状況や施設の維持管理状況、届出内容との相違等について確認しています。

令和4年度(2022年度)は、45事業場の立入検査を実施し、うち排出水の水質検査を13事業場で実施しました。

なお、当振興局が行った水質検査や事業者による自主測定の結果、排水基準を超過していた特定事業場に対しては、原因の究明や是正措置を求めるなどの必要な指導を行うとともに、改善状況等の確認を行っています。

(3) 油流出事故等の発生状況

水質汚濁防止法が改正され、平成23年度(2011年度)から次のような事故が発生した時は、その事故の状況や講じた応急の措置について届け出ることが義務付けられています。

- ① 特定事業場から有害物質を含む水、生活環境項目に係る排水基準を超える水が公共用水域に排出又は地下に浸透したとき
- ② 指定事業場(公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質を製造、貯蔵、使用、或いは処理する施設を設置する工場・事業場)から有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出又は地下に浸透したとき
- ③ 貯油事業場から油を含む水が公共用水域に排出又は地下に浸透したとき

空知総合振興局では、事故の報告があった際には現地調査を実施し、必要な指導を行うとともに改善状況の確認を行っています。

表2-3-6 油流出事故等発生件数の年度推移

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
施設・配管の老朽化	4	2	4	4	5
雪 害	0	2	4	7	0
故障・操作ミス等	9	1	3	0	5
不明・その他	2	0	0	7	9
計	15	5	11	18	19

3 生活排水対策

住みよい生活環境の維持保全のためには、さらなる公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全を図る必要があり、下水道、農・漁業集落排水、合併処理浄化槽など汚水処理施設の整備は不可欠です。しかしながら近年の市町村合併や人口減少等地方自治体を取り巻く状況が大きく変化

したことなどから、より効率的かつ経済的な施設整備が重要です。

このため、公共下水道の整備の促進を図るとともに、人口規模の小さな集落や人家が散在する地域においては、農業・漁業集落排水施設や合併処理浄化槽等による生活排水対策を充実させる必要があります。

なお、空知管内の令和3年度（2021年度）末の汚水処理人口普及率^{*}は91.80%で、全道平均の96.2%を下回っています。（※汚水処理人口普及率：北海道建設部調べ）

（1）浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽は、台所やお風呂の生活雑排水をトイレの排水と併せて処理できる浄化槽です。下水道などの集合処理が難しい地域においては、生活排水対策として合併処理浄化槽を計画的に整備推進することが重要であり、空知管内では、令和4年度（2022年度）に10市町が環境省の循環型社会形成推進交付金による浄化槽設置整備事業を実施しています。

表2-3-7 合併処理浄化槽整備計画

市町村名	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	現整備計画
夕張市					→		R 3～R 7年度
岩見沢市	----->					→	R 4～R 8年度
三笠市				→			R 2～R 6年度
南幌町				→			R 2～R 6年度
由仁町				→			R 2～R 6年度
長沼町				→			R 2～R 6年度
月形町						→	R 4～R 8年度
浦臼町	----->					→	R 4～R 8年度
新十津川町				→			R 2～R 6年度
雨竜町				→			R 2～R 6年度

(----- 旧整備計画)

（2）個別排水処理施設整備事業

個別排水処理施設整備事業とは、下水道や農業集落排水処理施設等により汚水を集合的に処理することが出来ない地域（個人住宅地）において、総務省が行う起債事業により市町村が合併浄化槽を設置・管理し、下水道処理区域の住民と同様に、受益者から負担金を徴収し運営する事業です。

空知管内で、令和3年度に個別排水処理施設設置整備事業を実施した市町は、美唄市、滝川市、砂川市、深川市、栗山町、北竜町、沼田町の7市町です（北海道建設部調べ）。

第4節 化学物質対策

1 ダイオキシン類対策

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成12年（2000年）1月15日施行）では、ダイオキシン類を排出する一定規模以上の廃棄物焼却施設などの特定施設を設置しようとする場合、事前の届出を義務付けるとともに、ダイオキシン類が基準を超えて排出されないように規制を行っています。

空知総合振興局では、特定施設を設置している工場・事業場に対して立入検査を実施し、排出基準の遵守状況や施設の維持管理状況、届出内容との相違の有無などを確認しています。

表2-4-1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設数

（令和5年3月末現在）

施設区分	工場・事業場数	特定施設数
大気基準適用施設数	15	18
水質基準適用施設数	1	1
合計	16	19

※ 水質基準適用施設設置工場・事業場は大気基準適用施設も設置している。

表2-4-2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況一覧表

年度	H30	R1	R2	R3	R4
設置届	0	1	1	0	0
構造等変更届	0	1	0	0	0
廃止届	0	2	1	0	0

2 PRTR法

PRTRとは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みで、平成11年（1999年）の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」の制定により制度化されました。

これにより、対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、都道府県経由で環境省に届出することとなりました。

環境省では、そのデータを集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、排出事業者毎の排出量等を公表しています。

空知管内では、主にガソリンスタンド、下水道終末処理場、廃棄物最終処分場等から届出されています。

第5節 騒音・振動・悪臭防止・土壌汚染対策

1 騒音・振動及び悪臭の概況

騒音、振動及び悪臭は、人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうため問題となることが多いことから、感覚公害とも呼ばれています。そのため、住民が集合している地域、病院又は学校の周辺地域、その他住民の生活環境を保全する必要がある地域を「騒音規制法」（昭和43年（1968年）12月1日施行）、「振動規制法」（昭和51年（1976年）12月1日施行）及び「悪臭防止法」（昭和47年（1972年）5月31日施行）に基づく規制地域として指定し、法の規制対象としています。

規制地域は、町の区域にあつては町長の意見を聴いて知事が、市の区域にあつては市長が指定しています。

なお、航空機騒音の規制地域は知事が指定することとなり、空知管内では、由仁町、栗山町、長沼町、南幌町、岩見沢市が指定されています。

2 騒音・振動・悪臭対策

騒音・振動・悪臭対策に係る規制地域内での工場・事業場からの届出受理や施設に対する規制・指導等は市町長が行っています。

騒音・振動に係る規制地域では、特定施設を設置する工場及び特定建設作業などについて、騒音規制法及び振動規制法に基づく届出の受理、監視・指導を行っており、空知管内では、10市8町が指定されています。

法の規制地域以外の地域の工場等については、北海道公害防止条例に基づく届出が義務付けられています。

悪臭に係る規制地域では、土地利用や悪臭発生源の状況等に応じて規制基準を設定し、工場等から排出される悪臭について、悪臭防止法に基づく規制や指導を行っており、空知管内では、10市5町が指定されています。

なお、北海道公害防止条例で定める悪臭発生施設については、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、北斗市及び鹿追町の9市1町を除き、道が届出の受理を行っています。

3 土壌汚染対策

「土壌汚染対策法」では水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設（下水道法に基づき公共下水道に接続する有害物質使用特定施設を含む）の使用を廃止したときには、土地所有者による土壌汚染状況を調査することが義務付けられています。

また、3,000㎡以上（有害物質使用特定事業場のある土地に関しては900㎡以上）の土地の形質変更を行う場合の届出や規制対象区域から汚染土壌を搬出処理する場合の許可業者への委託などが義務付けられました。

表2-5-1 騒音・振動・悪臭に係る規制地域の指定状況

（令和5年3月末現在）

市 町	騒音・振動	悪 臭
岩見沢市	○	○
夕張市	○	○
美唄市	○	○
芦別市	○	○
赤平市	○	○
三笠市	○	○
滝川市	○	○
砂川市	○	○
歌志内市	○	○
深川市	○	○
栗山町	○	○
奈井江町	○	○
由仁町	○	○
新十津川町	○	—
長沼町	○	○
浦臼町	○	—
月形町	○	—
南幌町	○	○

なお、土地の改変に伴う届出により実施した土壌調査により、現在、空地管内で岩見沢市の4区域、美瑛市の1区域、滝川市の1区域、三笠市の1区域、栗山町の1区域の合計8区域が形質変更時要届出区域に指定されています。

第6節 その他の環境保全施策等の推進

1 特定の開発行為の規制

(1) 特定の開発行為

道では、無秩序な開発による災害発生の未然防止と環境の保全を図るため、「北海道自然環境等保全条例」に基づき、1ha以上のスキー場の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取などを特定の開発行為として規制しています。

特定の開発行為の許可等に当たっては、緑地の適正な配置や防災のために必要な施設の設置などについて定めている許可基準に基づき審査するとともに、森林法、河川法など他法令の許認可との関連についても留意しています。

また、審査手続きを円滑に進めるため、事前相談や事前審査を行っています。

1ha以上20ha未満の特定の開発行為については空知総合振興局が、20ha以上の特定の開発行為については、道環境生活部環境局環境政策課が許可事務等を行っています。

(2) 特定の開発行為の状況

空知管内の特定の開発行為（道環境生活部環境局環境政策課許可分を除く）は、14件（約112ha）で、土石の採取が13件、資材置場の造成が1件となっています。（令和5年（2023年）3月末現在）

空知総合振興局では、これらの開発行為について、災害の発生や許可に違反する行為を未然に防止するため、関係機関と連携を図りながら、随時、立入検査を行い、必要に応じて事業者への指導などを行っています。

2 公害苦情処理

(1) 公害苦情処理制度

公害苦情は地域住民の生活環境等に密接な関わりがあり、その適切な処理は生活環境の保全や公害紛争の未然防止のために極めて重要です。

このため、道では、「北海道公害苦情処理要綱」を策定し、苦情の処理体制や運用方針を定め、市町村等と協力してその円滑な処理に努めています。

(2) 公害苦情の状況

令和4年度（2022年度）の空知管内の公害苦情件数は、大気汚染4件、騒音1件、悪臭2件となっています。

3 特定工場に係る公害防止組織の整備

工場からの大気汚染、水質汚濁等の公害を防止するため、一定規模以上の施設を設置する事業者は、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（昭和46年（1971年）6月10日施行）に基づき、公害防止について専門の知識と技能を有する資格者を「公害防止管理者」等として選任し、知事に届け出ることが義務付けられています。

令和4年度（2022年度）末現在、空知管内で「公害防止管理者」等の選任届出を行っている工場は24特定工場となっています。